

汚水処理人口普及対策会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、汚水処理人口普及対策会議（以下「対策会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 対策会議は、地域の実情に応じた生活排水処理の整備手法を選定し迅速かつ最適な整備を推進する「とくしま生活排水処理構想2022」を着実に進め、県民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全による美しく豊かな水環境を実現するため、県民、事業者、学識者、行政等の多様な立場の者が、課題や取組に関する情報を共有し、普及率の向上につながる方策についてご意見、ご提案いただくことを目的とする。

(会員)

第3条 対策会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 1号会員 別表1に掲げる県内の関係行政機関、事業者及び各団体の者
- (2) 2号会員 別表2に掲げる学識経験者等

(事務局)

第4条 対策会議の事務を処理するため、徳島県県土整備部水・環境課に事務局を置く。

(対策会議)

第5条 対策会議には会長をおき、会長は、会員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会員を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代行する。

(対策会議の招集方法)

第6条 対策会議の招集は、必要に応じ、事務局が会長と相談の上、日時、場所及び会議内容を書面等により会員に通知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年9月27日から施行する。

汚水処理人口普及対策会議 会員

(別表1) 1号会員

行政機関	徳島県 県土整備部 水・環境課
	徳島市 下水道整備課
	徳島市 環境保全課
	鳴門市 下水道課
	小松島市 まちづくり推進課
	阿南市 下水道課
	阿南市 環境保全課
	吉野川市 環境企画課
	阿波市 環境衛生課
	美馬市 環境下水道課
	三好市 環境課
	石井町 環境保全課
	北島町 下水道課
	藍住町 生活環境課
関係事業者 ・各団体	とくしま浄化槽連絡協議会 構成員代表 公益社団法人徳島県環境技術センター
	地方共同法人日本下水道事業団
	江川エコフレンド
	新池川をきれいにする会
	眉山大学

(別表2) 2号会員

学識経験者等	徳島大学教授 上月康則
	徳島大学教授 武藤裕則
	徳島大学工学部 社会基盤デザインコース 環境衛生工学研究室